

川西市民ファーマー制度実施要領

1 趣旨

本制度は、川西市の都市農業における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に掲げる利用権設定等促進事業を活用し、農業者以外の人で就農をめざしている人や、貸農園より大きな農地でやってみたい人が円滑に農業へ参入できるよう、市民ファーマーとして登録した人に、登録された農地の中から希望の農地を紹介し賃借手続きの支援を行うことにより、耕作放棄地の増加防止と新たな担い手の育成をめざすものである。

2 川西市民ファーマーとは

川西市民ファーマーは、小規模な農地（概ね1アールから10アール以下の農地）を継続的に耕作し、就農等をめざしたり、農産物の販売をめざす人をいう。

3 対象農地

市内の市街化調整区域にある概ね1アールから10アール以下の農地。

4 農地の登録

農地を貸したい人（以下、「貸し手」という。）は、登録申込書（様式第1号）に対象農地の賃借条件等を記入し市へ提出する。

5 川西市民ファーマーとして登録

市民ファーマー（以下、「借り手」という。）として登録を希望する人は、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録申込書（様式第2号）
- (2) 営農計画書（様式第3号）
- (3) 主要作物作付け体系図（様式第4号）
- (4) 従事（または研修）履歴等報告書（様式第5号）

6 借り手登録者の要件

川西市内の農地に継続して通い、年間60日以上耕作に従事できる個人（原則、市内在住、在勤者）とし、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 市民貸農園で2年以上の栽培経験があり、かつ、それを証明できる者。
- (2) 県立農業大学校を卒業、又は、同校の研修コースを終了した者。
- (3) 兵庫楽農生活センターの新規就農コース、又は、同センターの生きがい農業コースを修了した者。

- (4) J A兵庫六甲の新規就農者塾を修了した者。
- (5) 農業生産法人等において概ね6か月以上農作業に従事した者。
- (6) その他、市長が特に認めた場合。

7 借り手登録者の選定

市は、借り手より提出された営農計画書等の実現性などについて審査し、面談のうえ、登録者を選定する。

8 利用関係の調整

市は、貸し手と借り手の要望等を聞き取り、農地の賃借手続きの調整を行う。

9 農用地利用集積計画の作成

市は、前5で提出された登録申込書や前8で調整された内容に基づき、農用地利用集積計画を作成する。

10 利用権設定

川西市農業委員会が、農用地利用集積計画等の内容を審議し、承認されれば、その計画内容を市が公告することで、利用権の法的効果が生じる。

11 利用権設定の期間

利用権設定の期間は1年から3年以内とする。但し、農用地利用集積計画の内容が維持できていれば更新は可能とする。

12 利用権取得者の責務

利用権取得者（以下、「取得者」という。）は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

13 その他

利用権設定申請書に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、取得者、及び市が協議して定める。

附則

この要領は平成25年8月1日から実施する。